

令和5年度第7回岡崎市水道事業及び下水道事業審議会 会議録

1 会議の日時

令和5年7月26日（水）午後2時から午後4時まで

2 会議の場所

西庁舎 7階701号室

3 会議の議題

適正な水道料金のあり方について⑥

4 出席委員及び欠席委員の氏名

(1) 出席委員（8名）

学識経験を有する者	丸山 宏 (会長)	愛知産業大学経営学部 学部長・教授
	富永 晃宏 (副会長)	国立大学法人名古屋工業大学 名誉教授
	内藤 公士	公認会計士
	齊藤 由里恵	中京大学経済学部 准教授
水道又は下水道の使用者	久保 敦	栄屋乳業株式会社 専務取締役
	鈴木 純子	あいち三河農業協同組合女性部
公募した市民	石井 美紀	
	松井 亜早美	

(2) 欠席委員（2名）

学識経験を有する者	牧野 守	弁護士
水道又は下水道の使用者	荒川 江美	岡崎商工会議所 女性部

5 説明のため出席した事務局職員の職氏名

水道事業及び下水道事業管理者 伊藤 茂

上下水道部長 松澤 耕

経営管理課長（次長） 小林 也寸志

上下水道部次長（水道工事課長） 跡地 操

総務課長 荻野 泰久、サービス課長 栗本 勝明
水道浄水課長 小野塚 好司、下水施設課長 柴田 英幸
下水工事課長 新美 正紀、経営管理課副課長 棚岡 伸一
サービス課担当課長 竹田 由宣、総務課副課長 米津 久美、
総務課総務係長 飛田 晃宏、経営管理課経営1係長 谷中 千恵、
経営管理課主査 今泉 高樹、経営管理課主事 鈴木 龍也

6 会議の成立

事務局から、委員総数10名のうち8名が出席のため、岡崎市水道事業及び下水道事業審議会条例第6条第2項の規定により、会議が成立していることを報告した。

7 会議録署名委員の指名

会議録署名委員に、石井委員を指名した。

8 会議の公開

本日の会議を公開することとした。(傍聴者2名)

9 議事の要旨

資料1の1に基づき、前回までの審議事項について事務局が説明した。
事務局の説明後、次の趣旨の質疑がなされた。

(議長)

前回欠席された委員の皆様の意見も伺いたい。

(A委員)

料金改定率や時期について、9.7%というのもやむを得ないかと考える。

資料4ページの料金改定率の案を見ても、経営戦略を短期で見込むと令和15年度には改定率は約44%となっている。やはり長期で見込んで、早い段階から10%程度を見込む形の方が良いのかなと思う。

以上のことから、前回までの事務局案には、一応賛成である。

(B委員)

目標とする資金残高や企業債の借入方針、経営戦略を長期的に検討していくというところを、料金改定も含んで考えていくというこの事務局案に

対して賛成である。

料金改定により安定した経営ができることになることから、安心安全な水の供給が持続可能的に行っていけると考える。長期的に考えられてはいるが、この数字だけにとらわれず、適宜、決算等の状況を見ながら判断をし、改善すべき点があれば改善していくということも必要だと感じた。

(C委員)

資金残高を50億円にするという、ターゲットがはっきりできたところは非常に良いと思う。借入残高についても、長期的なことも含め、無駄なところを抑えることには、賛成だと思っている。短期ばかりではなく、長期を見ていかないと、平準化した形の推移が把握できないと思うので、9.7%というところは、妥当だと思う。

(議長)

事務局からの説明の中で、長期的な視点で見ること、持続可能な事業経営に必要な資金残高を保つこと。その一方で、安全な水道水の提供に必要な事業を実施していく。そのために、令和7年度に9.7%の料金改定が必要という案が提示されている。

これまでの審議内容と、委員の皆様からの意見を踏まえ、私としては、改定率9.7%というのは、概ね理解できると考えているが、何か意見等あるか。

(全委員)

意見なし。

(議長)

では、事務局から提案いただいた9.7%をベースとして、審議をさらに進めていきたいと思う。

(事務局)

資料1の2に基づき、料金の算定について事務局が説明した。

事務局の説明後、次の趣旨の質疑がなされた。

(A委員)

19ページの基本料金の料金体系案の中で、激変緩和のため改定率の上限

を100%にするとあるが、その根拠を教えてください。

(事務局)

特に100%に根拠はないが、水道料金については日本水道協会の示した水道料金改定業務の手引き（以下「手引き」という。）というものがある。まず、岡崎市の状況としては、手引きの示す算定数値と比較すると、基本料金は小口の場合に比べ大口の方が安い設定となっている。従量料金は、手引きでは均一料金としているのに対し、岡崎市は逡増度を設けており、全体でみると大口の負担が大きくなっているのが現状である。基本料金について、手引きの示す算定数値と比較するとあまりにも乖離が激しいので、激変緩和のため100%で打ち止めにしたというものである。この調整については、皆さんの議論で検討していただきたい。

(A委員)

手引きが必ずしも正しいとは思わないが、大口の改定率だけを100%で打ち止めにするなら、根拠が必要であると思う。特に口径100ミリについては、手引きでは247%としているところを100%としているなど、半分以下とするには余りにも差が大きく、小口よりも大口を優遇しているように感じる。

(事務局)

根拠は特にないので、皆さんのご意見に従い考えていきたいと思う。資料29ページは、口径別の各使用量ごとの改定率を示したものである。今回の場合は、基本料金の上げ幅が大きいため、使用量が多くなるほど料金改定率は小さくなっていくという関係になっている。

例えば、口径75ミリ、100ミリ、150ミリのところで、全く水を使用しない人は基本料金だけの請求となり、改定率は倍になる。各口径で、平均的な使用水量の人達が概ね9.7%前後の改定率になるようにという調整結果が100%という上限であったのだが、根拠はない。

(A委員)

逆に言うと、100%という上限を少し増やしても問題はないのか。その方が、影響額のイメージは変わると思う。

(事務局)

それも含めて審議会の中で決めていただきたいと思う。

(D委員)

19ページの口径13ミリの影響する想定件数は9万4,000件、20ミリの想定は6万8,000件。これが大部分を占めていると思うが、13ミリを使っているのがどういうご家庭で、20ミリを使っているのがどういうご家庭なのか確認したい。

30、31ページのところで、13ミリの人の影響額が現行の+8.5%に対して、20ミリの人の影響額は+10.5%となっている。口径の小さい13ミリの改定率が低いのは理解できるが、影響する件数が13ミリよりも少ない20ミリで改定率が高くなるのは、不公平とまでは言わないが気になる。

(事務局)

13ミリと20ミリは、どちらも一般家庭の方が大半で、比較的新しい住宅では、20ミリが多く、13ミリは比較的古い住宅に多い。

参考に、例えば20ミリの口径の方が、20m³の水を使った場合、改定後の金額は30ページの資料のとおり3,489円で10.5%のプラスとなる。仮に平均改定率の9.7%で値上げをした場合は3,463円となり、9.7%と10.5%の差額は26円多いことになる。

この議論は、全体としては9.7%の改定というものを、どの口径のどの水量にどう配分するかという話になるが、全ての場合において9.7%の改定ということにはできないので、9.7%前後の改定になると見ていただきたい。10.5%と9.7%では26円変わるのだが、それをどう見るのか、20ミリの人たちを、やっぱり9.7%で抑えるということであれば、料金体系のその部分をどこから取ってくるかというような見方をしていただければと思う。

全てを同じ数字にするのは、難しいということは、理解していただきたい。

(D委員)

30、31ページを見たときに、影響額のプラスマイナスがどれだけあるのかというのをどうしても見てしまう。13ミリの人は+8.5%だから平均改定率よりも下がっているが、20ミリの人は+10.5%で高くなっている。その他を見ても、影響する人の多いところが比較的負担しているようにパーセンテージを見ると感じてしまった。それを、26円の差と言われれば分かるが、うちは20ミリなのかなと思ったときに、すごく影響しているような感じを受けた。そういう見た目のインパクトがある。

(事務局)

考え方の1つとして、わかりやすく全部9.7%にしたいということであればそれもできないわけではない。

ただ、手引きでは、基本料金は口径が大きいほど負担が大きくなっている。それは、例えば150ミリの管を引き込みたいという申込みに対応するには、水道本管はそれよりも大きいで布設する必要があるため、巨大な設備投資が必要となる。そうすると、設備にかかる費用は基本料金で回収すべきという考え方から、大口径の基本料金は高く設定する必要がある。

また、従量料金は逆に、1 m³作るのに大口需要者に対して作るのも小口需要者に対して作るのも経費は変わらないので、日本水道協会の従量料金は均一料金というのが理解できる。

ただ、いずれもあまりにも本市の現行料金とは乖離しているので、今回は抜本的な体系を見直すのではなく、今回の上げ幅で少しでも手引きの算出方法に近づけるような配分方法で、ベストと思われる配分の設定をしている。ただ、そのベストミックスの考え方が違うというのであればまだ調整はできるし、9.7%の均一値上げにするという考え方もある。その辺は皆さんで議論していただきたい。

(B委員)

料金体系について、基本料金と従量料金の考え方、あるべき姿と云っていいのか分からないが、日本水道協会が示しているモデルに少しでも近づく形にということでは理解をしている。ただ、基本料金の100ミリについて、本来はあるべき姿での改定率にしようと思うところを100%で止めてしまうとかかなり差があるのではという質問もあった。激変緩和という理由が書いてあるが、やはりここに対しての説明は必要だと思う。激変ということ、倍を超えないようにということでは分かる。

これまで長期的な視点を用いたシミュレーションが示されている中で、今回のこの料金体系の改定というものが、今どの段階にあるのか。目指すべき姿はどこにあって、今回はどの段階の話なのかということが気になる。

その過程で、料金体系等を見直すということも一つだとは思いますが、そうであれば、今回、改定率を100%とすることについてはもう少し説明が必要と思う。

従量料金について、資料28ページで口径40ミリを超えると50、51 m³の2段階になっている理由は何か。口径別の基本料金があるなら、従量料金は

一本でもよいと感じる。

(事務局)

従量料金区分について、口径25ミリまでが4つの水量区画、40ミリ以上が2つの水量区画という体系は、昭和49年に設けられたものである。それ以前は、1 m³使用するといくらという料金体系だった。

口径の小さい方が水量区画が多いという点については、大口径より小口径において生活用の給水区分を低価格にするため、細かく設定することが必要であるという配慮があったと推定している。

一緒にすればよいのではという意見もあるが、今回の料金体系の見直しではそこまで踏み込んだ提案はできていない。今後の課題であると考えている。

(B委員)

今後も、料金の改定がされていくと思うので、今回上がっているような議論や、料金体系はどこを目指していて今どういう段階なのかということを残してもらい、引き続き、議論や検討がされていくとよいと思う。

(事務局)

基本料金改定率の上限を100%に留める理論を説明して欲しいということだったが、なかなか難しいところである。ただ、手引きどおりにすると、従量料金は均一というのがプランなので、均一料金にするのかという議論も同時に出てくる。単純に基本料金を手引きに基づき算定される料金にぴったり合わせるのも1つ、そこまで合わせるなら従量料金も手引きに全部合わせるというのも1つ、またその議論はしていただきたい。

(E委員)

資料29ページの口径100ミリと150ミリの平均的な使用水量として示されている水量のところは、100ミリでは+8.0%、150ミリで+11.2%となっているが、もう少し他と揃えられないのかと感じる。

(事務局)

実際、改定率はかなりランダムに広がっているため、この平均で示した部分だけが突出しているということではない。どこか一つ指標的な意味で示した資料だったが、一人一人の使用者に立ち返ってみると、様々な関係

にあるということを織り込んで、検討していただきたい。

(F 委員)

資料14ページの全体改定率は上の図も下の図も9.7%であるが、上の図の現状のままから、下の図の基本料金の収入割合を高めるという方に矢印が向かっている。そうすると基本料金改定率は17.6%、従量料金改定率は7.0%になり、基本料金割合が27.9%、従量料金割合が72.1%になる。この方向に向かっているということなのか。

(事務局)

手引きに基づき算定すると、基本料金が27.9%、従量料金が72.1%という結果になる。それに対して今の岡崎市の収入割合は、基本料金が24.1%となっているため、今回の料金改定で手引きに基づく基本料金割合までもっていくことを事務局は提案している。そうした場合、基本料金の改定率は上がり、従量料金の改定率は下がることになる。

今回の料金改定で心配しているのは、資料29ページの表で基本料金の改定率を100%に抑えても、大口の使用量が少ない人からすると、料金改定率9.7%と言いながらも、こんなにあがるのかということになる。ただ、手引きの算定方法をベースに考えていくと、このような形になってしまうので、この提案については、上げ率のことも踏まえ、検討していただきたい。

(A 委員)

大口需要者については、設備投資・維持管理等で大きな費用がかかっているということなので、基本料金は本当は高い方が望ましいと思う。そう考えると、やはり大口径の基本料金については、市の方からも需要者に十分に説明を行い、手引きに基づく料金に改定することについて納得していただく方向で考えた方が良くと思う。

(議長)

今後の審議会としては、次回8月の下旬に、改定についての一つの結論を出すという予定でよかったか。

(事務局)

そのとおり。次回、改定の内容をまとめたい。そのために必要な資料があれば、ご請求いただければ、次回、提示させていただく。

(議長)

資料18ページの有収水量の減少に影響されにくい安定した経営を目指すということについて、これまでの議論でも10年、20年先を示していただいているので、基本料金割合を高めることが安定経営につながるということがわかるものを用意いただけるとよいと思う。

(事務局)

承知した。

(B委員)

資料18ページの①給水収益に占める基本料金割合で、少水量使用者と想定される口径13ミリの改定率に配慮が必要とある。

口径13ミリの基本料金について、何か配慮をしているのか。

(事務局)

資料19ページの表のとおり、事務局案の改定率は、口径13ミリについては11.2%という他と比べて一番小さな改定率を設定している。

(B委員)

配慮しているということを使うべきかどうかは少し気になっている。先ほど低所得者の話が出てきたときには、口径別では分からないということもあったが、本来水道料金というのは、水道の利用に応じて適切に負担を求めるべきだと思っている。料金体系は「経営」を意識して、将来の安定を考えるべきだということには賛同しているところである。低所得者に対して配慮をするのであれば、一般会計部門でやれば良いのであり、このように本来経営としてあるべき姿にある程度照らしてやっていくというのは、すごくいい方向性だと思う。

先ほど13ミリと20ミリの説明で、ある程度年数が経っているのは13ミリが多く、今は20ミリが多いという話もあったので、とりわけ13ミリというところも、そこだけ取り出して配慮していると書かれるとなぜだろうと思ってしまう。しっかり検討をしていると示すには、なくても良いのではと個人的には思うが、今後も方針については説明する機会が出てくると思うので、検討いただきたい。

(事務局)

今後、答申書でまとめる際に、適切な表現にさせていただきたい。

(E委員)

資料29ページでは代表的なところだけが示されているが、どの口径がどのくらい使用しているのかが分かれば、いらない議論をしているのかもしれないので、使用水量の分布のようなものがあると分かりやすいと思う。

(事務局)

承知した。

(D委員)

今のご意見のように分布図があると、私達もどこまで議論すべきなのか、例えば激変緩和措置というのがあったが、どこまで補填すべきなのかといったイメージがつくと思う。

結局のところ、基本料金より従量料金の方が金額が多くなってくるので、節水するよりも使った方が改定率への影響はあまりないのではということにはならないのか。

(事務局)

確かに、多量使用の方が改定率が小さくなるという見方があるが、決して金額が小さくなるということではないので、最終的には自分で料金を負担するという事を考えれば、一定の節水努力は働くだらうと思っている。この表は、上げ幅を表した表なので、節水すれば必ず節水した分だけ水道料金は安くなる。

(D委員)

パーセンテージで出てくるものと、金額で出てくるものがリンクしない。節水してもお金かかるのではと早とちりしそうだ。

これが分かりやすい表なのかもしれないが、もう少し分かりやすいものがあると良いなと思った。

(事務局)

資料の30、31ページでは、13ミリの20m³ではこのような金額だというものを示している。

(A委員)

19ページの資料に想定件数があるが、収入換算したときにはどうなのか。それが分かれば、口径の大きいものが全体にどれだけ貢献しているのかが分かってくると思う。

(事務局)

口径割合は、20ミリ以下が全体の98%、25ミリ以下のものは2%に過ぎない。それが給水収益になると20ミリ以下で98%に対して73%、25ミリ以下で2%に対して27%である。次回、資料をお示しする。

資料1の3に基づき、料金の算定について事務局が説明した。

事務局の説明後、次の趣旨の質疑がなされた。

(事務局)

改定の内容は、マンションなどの共同住宅に適用される特定共用の基本料金を50円引きとしていたのをやめて一般の基本料金と同額とするものである。いろいろ調べたが、この50円を引くという根拠は見当たらなかった。

(B委員)

この新料金体系案で、あるべき姿に近づけようと経営の安定化を目標にしていくのは良いと思っている。ただ、日本水道協会の手引きが示しているところでいうと、そこに近づいたところもあれば、そうではない口径もある。また、従量料金においても、一律ではなくまだ2つの水量区画制を採用しているということもあり、今回は料金体系を変えていくところのファーストステップなのかなと理解をしている。そうであれば、やはり最終的にはここを目指しているが、急激に変わるには激変緩和が必要となるため、まずは基本料金から改定しているという説明はもう少し必要だと思う。

あまり細かく資料だけで提示しても、住民の方には伝わりにくいので、まずは基本料金をしっかり取り、固定費を確保することが一つの経営の安定化というところで、本来あるべき姿であるというメッセージを伝えていく必要があると思う。

また、例えば税でいうと、基本的に税の税率を変える場合、公平性・中立性・簡素というところで、公平的に、そして税が変わったとしても私たちの行動を変えないよう中立に、また、複雑ではなく簡素が求め

られる。もちろん無駄な水を使う必要はないが、企業活動等で必要なものに関しては、企業が水道を有効に使ってもらえば良いのではと考えると、大口の従量に関して、改定率がそこまで上がらないというところは、基本的には変わらない予測で見ると、判断が難しいとは思いますが、どう考えているのか伺いたい。

(事務局)

使用実態が料金体系によって変わるかということだが、やはり必要に応じて使っているのが現状だと思うので、使用水量は変わらないと推測している。

(議長)

様々な意見が出たので、事務局は、次回に向けて資料を作成してもらいたい。

(事務局)

ご指摘のあった資料の用意はするが、今日の議論を踏まえて、例えば、こういう観点の料金体系表を考えてはどうかだとか、日本水道協会の通りの方針の料金表がどうなるかだとか、一律同じように9.7%にしたらどうかとか、議論の補足資料が欲しいということはわかったが、ある程度今日の料金体系と比較するような、資料があるのかどうかというところが難しいので、ご意見があれば準備したいと思う。

(B委員)

基本料金の考え方や従量料金の考え方で、改正するという点についての合意が取れたら特にそういった資料をわざわざ用意してもらいより、説明が不足していると感じるところを補う資料ということで良いと思う。

個人的には、説明資料というより、今後、この資料の内容を伝えるための説明や理屈などといったところを考えていただく方がいいと思う。

(事務局)

1点目、資料14ページの全体改定率を9.7%としつつも、基本料金の改定率を17.6%、従量料金の改定率を7.0%にするということについての意見を伺いたい。

2点目、資料19ページの基本料金の料金体系案で、口径75ミリ以上を激

変緩和のために一律100%までとしたことについて、何か根拠があった方がいいのではとのご意見もあったが、逆に50ミリ以下はこの考え方でよろしいか。

3点目、25ページの従量料金について、事務局案の改定率が口径13ミリ10.8%で、40ミリ超えのところ、4.6%が最大の改定率という基本的な考え方がどうなのか、委員さんの意見を伺いたい。

(議長)

1点目、令和7年の段階で9.7%ということだが、一番基本的な部分になるかと思う。そのことについては、ここで改めて意見があれば伺いたい。

(全委員)

問題なし。

(議長)

2点目、資料19ページの口径50ミリ以下の場合、ここはそれほど、議論することはないかと思うが、改めて意見はないか。

(A委員)

手引きに従った場合の料金のあり方が、どんなものか参考にあった方がよいと思う。

(議長)

3点目、資料25ページについて、意見があれば伺いたい。

(D委員)

基本料金改定率17.6%と従量料金改定率7.0%で良いかと言われると、手引きを参考に出されたからとしか言えない。市として手引きをもとに試算され、このパーセンテージの割合が妥当だと提案されたので、それは根拠があるものと受け入れている。実は今まで口径20ミリの人が安く済んでいたんですよというような何か根拠を示してもらえればいいのかと思う。

(事務局)

事務局としては、なるべく日本水道協会が示す手引きに沿った料金体系にしていきたいと考えている。ただ、現実を見ると、岡崎市と手引きとで

は大きな乖離がある。もう一つ言うと、我々以上にもっと乖離している団体もある。この状況下で、手引きに合わせると、大幅な上げ幅の違いが出てきてしまう。そこで、最終的には平均の上げ幅率が、9.7%前後に収まるように設定したものが、今回お示しした案である。

(E 委員)

手引きとは、どういう考えに基づいてこのように決まっているのかというのがあるのか。

(事務局)

基本料金は、大口の口径から多く取るべきだという日本水道協会の方針は、論理的な見解になっていると思う。水道料金に係る審議会の全国的な傾向を見ても、一般的に出ている内容としては、やはり経営を安定させるために基本料金の比率を上げる傾向にある。また逡増制については、なるべく下げるとというのが、全国的な傾向である。ただ、手引きの中でも、現実と余りにも乖離する場合は、そこも考慮する必要があると考える。

(議長)

議長がすべての議題の審議の終了を告げた。

10 上下水道部長挨拶

会議資料

【事前送付資料】

第7回岡崎市水道事業及び下水道事業審議会 次第
資料1 料金の算定について

【当日配布資料】

岡崎市水道事業及び下水道事業審議会条例
岡崎市水道事業及び下水道事業審議会委員名簿
席次表